平成２３年（フ）第２９２１号
福岡市東区箱崎７丁目20番12―701号
債務者　坂井　俊之
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９２８号
福岡市中央区赤坂１丁目８番25―503号
債務者　西川　英里
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３６号
福岡県糸島市板持１丁目16番３号
債務者　中峰　朝子
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４２号
福岡市東区原田２丁目26番16号
債務者　北川まゆみ
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４７号
福岡市中央区大手門３丁目８番５号
債務者　池末　正行
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５４号
福岡市中央区春吉２丁目13番19―215号
債務者　川下　賢二
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７３号
福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒554番地１
債務者　田中　結子
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１４号
佐賀県鹿島市大字高津原4296番地３
債務者　一ノ瀬明子
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第３号
佐賀県伊万里市新天町715番地１
債務者　片山つや子
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第４号
島根県鹿足郡津和野町後田イ５番地
債務者　有元　光彦
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第３号
秋田市新屋比内町７番１号　市営住宅８―506号
債務者　鈴木　　亮
1　決定年月日時　平成24年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８２号
三重県亀山市田村町716番地２　テクノハイツ藤Ｂ―102
債務者　西村千津子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２６６号
三重県鈴鹿市桜島町５丁目３番地の４　ビタビレッヂ林Ｅ棟102号室、前住所三重県鈴鹿市徳田町555番地
債務者　飯田　正勝
1　決定年月日時　平成24年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２６８号
三重県津市栗真中山町423番地　ＳＫレジデンスＢ―103、前住所三重県津市乙部26番18号
債務者　時任　吉弘
1　決定年月日時　平成24年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２７２号
三重県亀山市和田町1277番地10
債務者　吉田としゆきこと　ＹＯＳＨＩＤＡ　ＪＯＡＯ　ＴＯＳＨＩＹＵＫＩ
1　決定年月日時　平成24年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第７２号
神戸市垂水区学が丘７丁目１番23―53号
債務者　霜山　友邦
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４６５号
兵庫県伊丹市北伊丹７丁目22番地、前住所大阪市中央区玉造１丁目６番22―201号　ジュネス玉造
債務者　宮内　一郎
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部